

公立大学法人三条市立大学第 1 期中期目標期間終了時の検討について

1 趣旨

令和 8 年度末で第 1 期中期目標期間が終了するに当たり、地方独立行政法人法第 79 条の 2 の規定に基づき、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。また、検討を行うに当たり、同条第 2 項に基づき、事前に評価委員会の意見を伺う。

【地方独立行政法人法】

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

- 第 79 条の 2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第 78 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 第 1 期中期目標期間終了時の検討案

法人の業務継続の検討については、第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる評価において、「中期目標の達成に向けた進捗は概ね順調である」と評価をいただいていることや、これまでの法人の業務実績等を踏まえ、第 2 期中期目標を定めることをもって、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討及び所要の措置とする。

また、第 2 期中期目標に対する評価委員会の意見をもって、中期目標期間の終了時の検討に係る評価委員会の意見とする。